

大 代 東 町 内 会 会 則

(名称及び組織)

第1条 本会は、「多賀城市大代東町内会」以下「本会」と称し、大代東町内の居住者を持って組織し、事務局を会長宅に置く。

2. 会長は、区長の職にあるものをもってあてる。

(目的)

第2条 本会は住民相互の親睦を図り、住み良い地域社会づくりを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流に関する事。
- (2) 会員の福祉の向上と保険衛生、防災に関する事。
- (3) 青少年の育成と防犯に関する事。
- (4) 会員の活動する各種団体の育成に関する事。
- (5) 教育、文化、体育の振興に関する事。
- (6) その他目的達成に必要な事。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、会計1名、会計監事2名、各部の部長及び運営委員10以内とする。

2 顧問、若干名を置くことができる。選任については、役員会で決定し総会で報告する。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会 長 会を代表し会務を統括する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

- (3) 会計 会の出納事務を行う。
- (4) 会計監事 会の会計監査を行う。
- (5) 運営委員 会の運営活動にあたる。

(役員等の選任及び任期)

第6条 役員は次により選任する。

- (1) 会長、副会長、会計及び会計監事は総会において選任する。
- (2) 部長、副部長は各部員の互選による。
- (3) 運営委員は会長が委嘱する。
- (4) 班長は班の互選による。

2 任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 役員に欠員を生じた時は、すみやかに選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員等は後任者が就任するまで、その職務を行う。
- (4) 班長はその班の定めた任期とする。

(総 会)

第7条 総会は年1回定期に行う。但し必要に応じて会長は総会を招集することが出来る。

2. 総会の議決は出席者の過半数で決する。

(総会の決議事項)

第8条 次の事項は総会で決議しなければならない。

- (1) 年度事業計画
- (2) 予算と決算
- (3) 会則の改正
- (4) 役員を選任
- (5) その他重要事

(役員会)

第9条 役員会は会長、副会長、会計、各部長及び運営委員をもって構成し、必要により会長が招集する。

2. 役員会は総会に提出する事項の審議、決議された年度計画の実行運営、又各部長より提出された事項の審議の審議等について行う。

3. その他会長が必要と認めた事項について審議する。

(部 会)

第10条 本会に下記の部をおく。

(1) 総務部 総会、役員会の開催、会報の発行、集会所の管理、その他、他の部に属さない事項。

(2) 福祉環境部 福祉の思想向上、保険衛生、環境美化に関すること。

(3) 教育文化部 社会教育、青少年育成、教育文化に関すること。

(4) 体育部 スポーツ振興に関すること。

2. 部会は部長が招集し、その運営にあたる。

3. 部会には部長の要請により役員が出席することができる。

(班長会)

第11条 本会の目的達成のため、必要に応じて、会長が招集する。

(会 費)

第12条 会の運営に必要な経費は会費及び、その他の収入をもってあてる。

2. 会費は次のとおりとする。

(1) 持家 一世帯 400円

(2) 借家 一世帯 300円

3. 会費の徴収は4月と10月に班長が徴収し会計まで納入する。

4. 月途中での転入、入居については翌月分からの会費とし、月途中での転出は会費の返金はしない。

(会計帳簿)

第13条 本会の会計を明らかにするため現金出納簿、その他必要台帳を備え会計がこれを保管する。

(会計年度)

第14条 会計年度は4月1日より、翌年3月31日までとする。

(細 則)

第15条 本会の運営細則は、役員会で別に定める。

(付 則)

第16条 この会則は、平成6年4月1日から施行する。

2. この会則の一部改正（第4条第2項に「顧問、若干名を置くことができる。の追加）は、平成21年4月5日から施行する。